

## 【中国】国防法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2020年12月26日に改正された国防法は、習近平政権下の新方針を反映し、宇宙・サイバ一空間等を含む領域で中国の「発展の利益」等を守り、国際秩序を守り、国際ルールを作る姿勢を示した。

### 1 背景と経緯

中国の国防法は、国防関係の基本法として1997年に制定され、2009年に一部改正された。その後、習近平政権下の軍改革で、軍の整備強化の新方針が示され、組織再編が行われたことを受け、改革内容を法律に反映させるため、2019年に国防部による改正作業が始まった<sup>1</sup>。全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会での2回の審議を経て、2020年12月26日に改正国防法<sup>2</sup>が制定・公布され、2021年1月1日に施行された。改正法は全12章73か条から成る。

### 2 概要

#### (1) 章構成

第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：国家機構の国防職権（第12条～第19条）、第3章：武装力（第20条～第29条）、第4章：国境、海、空及びその他の重大安全領域の防衛（第30条～第32条）、第5章：国防の科学研究・生産及び軍事調達（第33条～第38条）、第6章：国防経費及び国防資産（第39条～第42条）、第7章：国防教育（第43条～第46条）、第8章：国防動員及び戦争状態（第47条～第52条）、第9章：公民及び組織の国防上の義務及び権利（第53条～第58条）、第10章：軍人の義務及び権利（第59条～第66条）、第11章：対外的軍事関係（第67条～第70条）、第12章：附則（第71条～第73条）

#### (2) 原則

立法目的に「中華民族の偉大な復興」の実現（第1条）を、法律が適用される軍事活動に、国の「分裂」の阻止及び「発展の利益」<sup>3</sup>の保護（第2条）を、軍事力増強の方針では、陸海空及び「その他の重大安全領域」の防衛（第3条）を、対外方針では「国際的な軍事交流・協力」の積極的促進（第9条）を追加した。国防の義務を拒否した等の場合に法的責任を問われる主体を、あらゆる「組織及び個人」（第11条）と明記した。

また、総合的国家安全観<sup>4</sup>等を貫徹し、中国の国際的地位、国の安全及び発展の利益に応じた

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

<sup>1</sup> 「关于《中华人民共和国国防法（修订草案）》的说明」2020.12.26. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/5885631c17984d58a1eb58d45ff850b6.shtml>>

<sup>2</sup> 「中华人民共和国国防法」2020.12.26. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/91d15ce0292749a180aac00ea48ee37.shtml>>

<sup>3</sup> 2006年から国家の主権、安全と並ぶ概念として使用され始め、現在は海外における利益を主に想定したものと考えられている。古谷浩一「中国が守ろうとする『発展利益』とは何か」『東亜』No.643, 2021.1, pp.52-53.

<sup>4</sup> 中国語は「总体国家安全观」。2014年に習近平主席が提起した、伝統的な安全保障に加え、情報、生態系等の新たな領域を包括した安全保障の基本原則。「习近平：坚持总体国家安全观 走中国特色国家安全道路」2014.4.16. 人民网 <<http://epc.people.com.cn/n/2014/0416/c64094-24900492.html>>; 岡村志嘉子「中国の新たな国家安全法制—国家安全法と反テロリズム法を中心に—」『外国の立法』No.267, 2016.3, p.225. <<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep>>

国防と武装力<sup>5</sup>を構築する（第4条）、防衛的国防政策、積極的防御を執行し、全国民による国防を貫徹する（第6条）等の条文を追加した。

### (3) 武装力

新時代における軍の使命・任務は、中国共産党の指導及び社会主義制度の安定、国の主権・統一・領土の防衛、海外における国の利益の保護、世界の平和と発展の促進を戦略的に支えること<sup>6</sup>（第22条）、武装力の整備は中国の特色ある強軍路線により、軍事理論、軍組織、人員及び兵器装備の近代化を全面的に推進し、中国の特色ある現代的な作戦体系を定め、新時代における党の強軍の目標の実現に努力する（第24条）等の条文を追加した。

### (4) 防衛領域

宇宙、電磁波、ネットワーク空間等を「その他の重大安全領域」とし、国はそれらの領域における活動、資産及びその他の利益の安全を保護する（第30条）と規定した。

### (5) 科学研究・生産及び軍事調達

国防科学技術工業の方針に、イノベーションによる主導、主体的な制御可能性を追加し（第34条）、国防の知的財産権制度の整備、国防科学技術の成果の転用促進、科学技術リソースの共同利用等の推進（第35条）、国による優秀な人材の国防科学技術研究・生産への招致（第36条）等を新たに明記した。民生技術の活用に関しては、国による軍事調達制度の実施（第37条）、市場メカニズムによる国防科学技術研究・生産と軍事調達の間での公平な競争の推進、武装力に供給する装備・物資等に対する品質責任追及制度の実施（第38条）等を規定した。

### (6) 国防経費・資産

国防経費の法に基づく予算管理（第39条）を明記したほか、国防資産のうち技術的な成果は、国防を優先し、安全を確保した上で、その他の用途に転用でき、国防目的に使用されなくなった資産は、許可を経て他の用途に転用し、又は処分することを義務付けた（第42条）。

### (7) 国防動員、国防の義務と権利

国の主権、統一、領土、安全に加え、発展の利益が脅威を受けた際も動員を行い（第47条）、国は、公民又は組織による国防事業への投資を奨励・支援する（第56条）と規定した。

軍人には、中国共産党への忠誠を義務付け（第59条）、軍人の勲功荣誉表彰制度（第62条）、待遇保障制度（第63条）、退役軍人保障制度（第64条）の国による設立を規定した。

### (8) 対外関係

中国は国連を中核とする国際体制、国際法を基礎とする国際秩序を守り<sup>7</sup>、人類運命共同体<sup>8</sup>を推進し（第67条）、安全保障分野での多国間の対話による交渉に参加し、普遍的に受け入れられ、公平で合理的な国際ルールの制定を推進すること（第69条）を規定したほか、中国は国連憲章を基礎とする国際関係の基本ルールを遵守し、海外にいる公民、組織、施設等の安全を保護し、国連による平和維持、反テロ等の活動に参加する（第68条）との条文を追加した。

[o\\_9914666\\_po\\_02670009.pdf?contentNo=1>](#)

<sup>5</sup> この法律の第22条第1項で、人民解放軍、人民武装警察及び民兵から成ると規定する。

<sup>6</sup> 中国の2019年国防白書にも同様の記述がある。「新时代的中國国防」2019.7.24. 中国政府網 <[http://www.gov.cn/zhengce/2019-07/24/content\\_5414325.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2019-07/24/content_5414325.htm)>

<sup>7</sup> 元は2020年10月の中国共産党第19期中央委員会第5次全体会議の報告中の一節で、全人代常務委員会での審議の過程で追加された。「全国人民代表大會憲法和法律委員會關於《中華人民共和國國防法（修訂草案）》審議結果的報告」中國人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/148d395f94864e5da48fd85ebe907d6b.shtml>>

<sup>8</sup> 2012年の中国共産党第18回党大会で正式に提起された対外協力・交流の理念で、2018年憲法にも盛り込まれた。